

静岡県公安委員会告示第 32 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 24 日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治



1 聴聞の期日

令和 7 年 5 月 13 日（火） 午前 9 時 00 分

2 聴聞の場所

静岡市葵区与一 6 丁目 16 番 1 号

静岡県警察本部中部運転免許センター 1 階聴聞室